

令和 7 年 3 月 6 日

各指定障害福祉サービス事業所 }
各指定障害者支援施設 } 管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部

就労支援担当課長 篠 和子

施設サービス支援課長 鹿内 弘実

(公印省略)

令和 7 年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出について

平素より、東京都の障害者施策の推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、介護給付費等算定に係る届出が必要な基本報酬及び加算については、例月、前月 15 日以前に届出がなされた場合には翌月から、16 日以降に届出がなされた場合には翌々月から、算定を開始するとされています。

ただし、令和 7 年 4 月の基本報酬及び加算算定に係る変更届については、就労移行支援、就労継続支援 (A 型・B 型)、就労定着支援、生活介護、施設入所支援及び自立訓練 (機能訓練・生活訓練) の取り扱いを下記のとおりお示いたしますので、各種基本報酬及び加算の要件及び施設状況を確認の上、必要書類を御提出いただくようお願いいたします。

記

1 財団への届出が必要な基本報酬及び加算

別添の一覧のとおり

2 適用開始日

令和 7 年 4 月 1 日

※1 4 月のみ、算定される単位数が増える加算に係る変更届についても「3 提出期限」に示す期限までに提出された場合は遡及適用します。

※2 生活介護、施設入所支援及び自立訓練 (機能訓練・生活訓練) 事業所 (就労系サービスとの多機能型の事業所を除く) のうち、毎年度届け出が必要な加算 (「5 注意事項(1)」を参照) の届出のない事業所については、提出期限にかかわらず、書類審査及び差し替えの対応に速やかに対応するため、体制が確定し次第速やかに変更届を御提出いただけますようご協力お願いいたします。

3 提出期限

令和 7 年 4 月 1 1 日 (金曜日) 消印有効

※1 4 月 1 4 日 (月曜日) 及び同月 1 5 日 (火曜日) に届いた加算変更届 (4 月 1 1 日 (金曜日) までの消印のものを除く) は 5 月 1 日以降の適用となります。

※2 4 月 1 6 日 (水曜日) から 5 月 1 5 日 (木曜日) まで (必着) に届いた加算変更届は 6 月 1 日以降の適用となります。

※3 郵送が届かない等の郵送事故が起こる可能性もございますので、送付に当たりましては、事業所から郵送した記録が残る方法による送付を推奨いたします。

4 提出書類について

- (1) 様式第2号「変更届」
- (2) 様式第5号「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」
- (3) 様式第5号の別紙（変更のあった内容にかかるものに限る。）
- (4) 各種基本報酬及び加算の添付書類

- ※1 様式については、「東京都障害者サービス情報」の「書式ライブラリー」の「A【日中系サービス・障害者支援施設】指定申請書・変更届等」の中の各サービスより、ダウンロードできます。
- ※2 就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援の基本報酬（区分）に変更がない場合は、上記の取扱いと異なりますので、「5 注意事項(2)」を参照してください。

5 注意事項

(1) 各サービス共通

各加算の算定要件を満たさなくなった場合には、随時、算定終了である旨の変更届出書を財団に御提出いただくよう、お願い申し上げます。（終了する旨の届出がない限り、要件を満たさなくなったとしても台帳の修正ができません。）

※ 財団への届出が必要な算定要件に前年度の実績等を有する加算の取扱いについて

以下の加算を令和7年度から新たに算定する場合についても、4月1日適用の加算に係る届出と同様の取り扱いにより、変更届をご提出ください。

また、以下の加算については、加算の算定状況に変更がない場合でも、算定要件となる過年度実績等を確認の上、必ず変更届（「2 提出書類について」参照）をご提出ください。期日までに変更届の提出が確認できない場合は、加算要件を満たさなくなったものとみなします。

算定に当たって毎年度届け出が必要な加算		自立訓練（機能・生活） 生活介護	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援
1	移行準備支援体制加算		○			
2	就労移行支援体制加算	○		○	○	
3	重度者支援体制加算（I型及びII型）			○	○	
4	就労定着実績体制加算					○
5	目標工賃達成加算				○	

(2) 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援の基本報酬（区分）について

- ① 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援においては、令和7年4月1日で指定を受けているすべての事業所は、必ず変更届の提出が必要になります（令和7

年4月1日時点で経過措置事業所も含む。提出期限までに届出がなかった場合は、基本報酬を正確に算定できないため、各サービスにおける基本報酬算定区分のうち最下位の区分とさせていただきますので、十分にご注意ください。

- ② 基本報酬に係る算定区分を算出した結果、前年度に届け出た算定区分と同一になる場合は、以下のとおり、報告書の提出をお願いいたします。

(算定区分及び定員区分の変更がある場合は、原則に従い必ず変更届を提出してください。)

【提出様式（東京都障害者サービス情報>書式ライブラリーにアップロード）】

ア 就労移行支援

- 変更なし様式1「就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する報告書」
- 別添「就労定着者の状況」
- 別添2「就労移行支援の基本報酬の算定区分に関する届出書を提出するにあたっての確認事項」

イ 就労継続支援A型

- 変更なし様式2「就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する報告書」
- 別添「スコア表」

ウ 就労継続支援B型

- 変更なし様式3「就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する報告書」

エ 就労定着支援（指定後1年以上経過している事業所に限る。）

- 変更なし様式4「就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に関する報告書」
- 別添「就労継続者の状況」

※ 様式等については、3月下旬頃までに別途ご案内いたします。

(3) 就労定着支援の基本報酬について

就労定着支援事業の基本報酬は「就労定着率区分」により算定されます。

なお、就労定着支援事業所の事業所番号は、就労定着支援と一体的に運営する事業所の事業所番号とは異なります（多機能型ではない）ので、各々で変更届の提出をお願いします。

(4) 就労継続支援A型のスコア表の公表について

就労継続支援A型事業所については、「令和3年3月30日障発 0330 第5号厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」に基づき、スコア表の公表を行うことが義務付けられています。公表状況につきましては、追って確認を行いますので、必ずご対応ください。また、4月中の公表が確認できない場合は、自己評価未公表減算が当然に適用されることとなりますので、合わせてご留意ください。

なお、障害福祉サービス等情報検索ウェブサイト(WAM NET)におけるスコアの公表が必須となっておりますので、ご注意ください。

6 提出先及び問い合わせ先

変更届の提出及びお問い合わせ等は、以下の所在地及び連絡先までお願いいたします。

〒163-0718 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング18階
(部署名は下記をご参照ください。)

<就労移行支援、就労継続支援A・B型、就労定着支援>

- 公益財団法人東京都福祉保健財団事業者支援部障害福祉事業者指定室 就労担当
電 話：03-6302-0308
- ※ 就労系単独事業及び就労系事業のみでの多機能型事業所含む。

<生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）>

- 公益財団法人東京都福祉保健財団事業者支援部障害福祉事業者指定室 施設担当
電 話：03-6302-0313
- ※ 就労系以外の上記サービスでの多機能事業所含む。

<多機能型事業所の取扱い>

上記6以外の多機能型事業所（例えば、生活介護と就労継続支援B型など、就労系事業とそれ以外の事業の組み合わせによる多機能型事業所を指す。）の取扱いは、定員規模の大きい事業で事業所管を判断します。

- (例1) 生活介護（定員30名）、就労継続支援B型（定員20名）の多機能型事業所
→施設担当が所管（定員が同数の場合も施設担当が所管）
- (例2) 生活介護（定員20名）、就労継続支援B型（定員30名）の多機能型事業所
→就労担当が所管